

職員の苦情の処理に関する規則

平成27年4月1日公平委員会規則第5号

最終改正：令和5年7月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)

第8条第1項第11号の規定に基づき、職員(離職した職員を含む。次条及び第4条第1項において同じ。)からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情(当該職員に係るものに限る。以下「苦情」という。)の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
- (2) 法第22条の4又は第22条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第49条の2第1項に規定する不服申立て又は法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(職員相談員)

第3条 公平委員会は、事務職員のうちから、前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、苦情相談を受けて処理する者(以下「職員相談員」という。)を指名する。

(事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

- 2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決と見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。
- 3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求及び審査の手續等に関する規則（平成27年公平委員会規則第2号）第3条第1項の規定による受理又は不利益処分の審査に関する規則（平成27年公平委員会規則第3号）第5条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、公平委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（審査）

第5条 職員相談員は、管理者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

- 2 管理者は、前項の規定により職員相談員から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間について勤務しないことを承認するものとする。

（記録の作成等）

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、必要に応じて、公平委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第8条 管理者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

（公平委員会及び管理者の協力）

第9条 公平委員会及び管理者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月21日公平委員会規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第2条第1項第2号の規定を適用する。